

掛川市条例第13号

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

掛川市長

(別紙)

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 87,600円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 114,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 87,600円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 114,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。